

地域相談支援 サービスの概要・事務の流れ

(事業者用)

神戸市障害者支援課

平成 28 年 4 月

-目次-

1. サービスの内容	
ア. 地域移行支援	1
イ. 地域定着支援	9
2. 基本的な流れ図（地域移行支援）	13
3. 具体的な事務の流れ	15
ア-1 地域移行支援 新規申請	16
ア-2 支給期間6ヶ月以内に地域移行する場合	20
ア-3 支給期間6ヶ月以内の地域移行不可・更新を希望する場合	22
ア-4 支給期間計1年間以内の地域移行不可・更新を希望する場合	24
ア-5 支給期間6ヶ月中に地域移行支援の利用をやめる場合	25
イ 地域定着支援	26
4. 【様式】地域相談支援の支給決定更新にかかる評価結果報告書	27
5. 報酬	29

平成26年4月より、「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められた。

なお、平成26年4月1日時点において、「障害程度区分」で認定されている場合は、その認定期間中は障害支援区分に読み替えて、引き続き障害福祉サービス等の利用対象となる。

1. サービスの内容

ア. 地域移行支援

(1) 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所している障害者
- ② 障害者支援施設等に入所している15歳以上の障害者みなしの者
- ③ 精神科病院に入院している精神障害者 ※

※直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象

1年未満である者についても、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者については対象。

※下記が、平成26年4月より新たに追加

- ④ 生活保護法第38条に規定する救護施設、更生施設に入所している障害者
- ⑤ 矯正施設に入所し、特別調整対象者に選定された障害者のうち、退所するまでの間に指定一般相談支援事業者が実施する障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれる障害者
(給付対象となる矯正施設の種類)
刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院
- ⑥ 矯正施設を退所し、更生保護施設等に入所した障害者
(給付対象となる施設の種類)
更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム

注1) 申請者が、退所・退院先を生活保護法に基づく救護施設を想定している場合は、対象とならない。

注2) 申請者が介護保険対象者の場合、障害者であって、上記の要件を満たしている場合は、対象となる。

(2) 援護の実施者（サービス申請先）

① 施設入所者

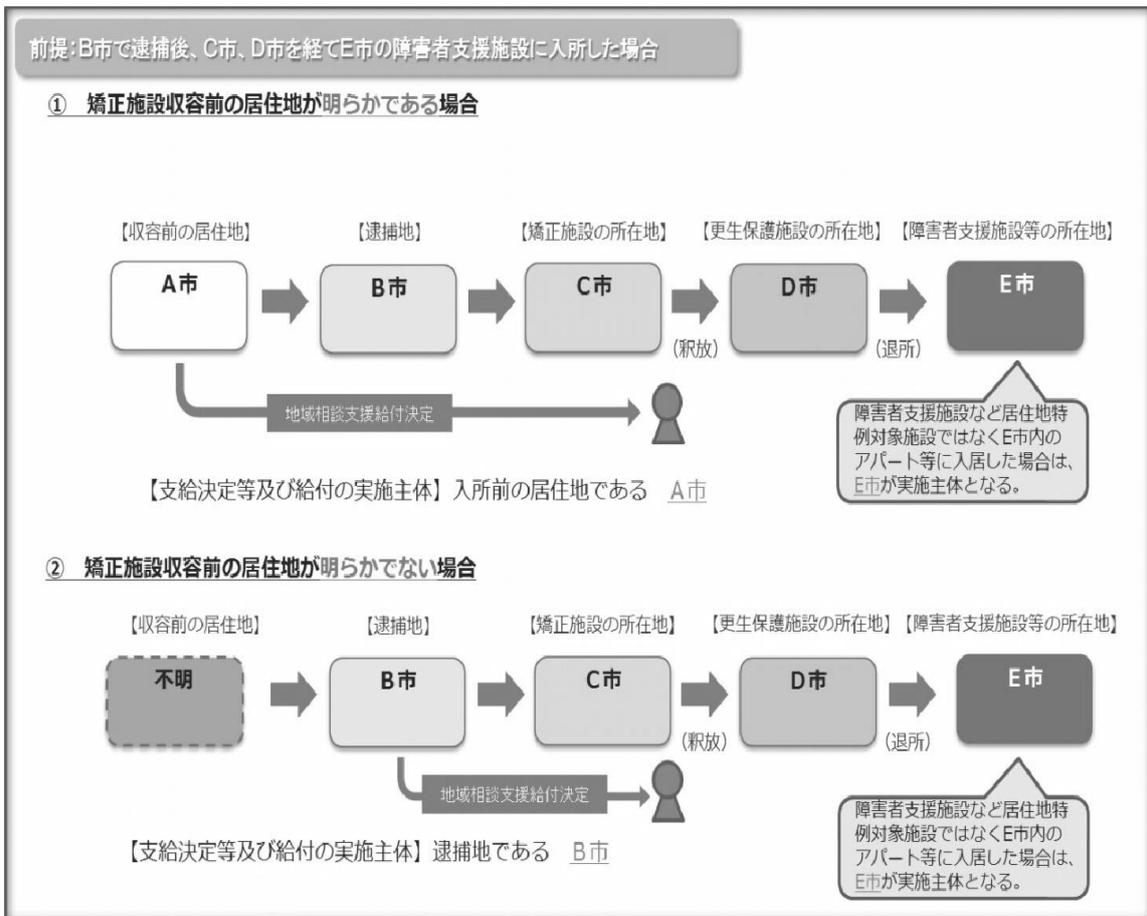
施設入所支援支給決定の市町村（区）

② 精神科病院入院者

入院前に居住地を有していた市町村（区）

③ 矯正施設及び更生保護施設等入所者

- ・ 矯正施設収容前に居住地を有していた市町村（区）
 - ・ 矯正施設収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者は、収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村
- ※特定施設（居住地特例対象施設）に準じた取扱い



(3) サービス提供者

指定一般相談支援事業者のうち、地域移行支援をおこなう事業者

(4) サービス内容

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援をおこなう。

地域移行支援事業者の事業所所在地と退所予定者の帰住予定地が遠隔地にある場合には、業務の一部を当該帰住予定地の地域移行支援事業者に委託することも可能である。

下記の支援等を一体的に実施

- ① 地域移行計画作成会議の開催・地域移行計画の作成
- ② 訪問相談
- ③ 同行支援
- ④ 関係機関との連絡調整
- ⑤ 障害福祉サービスの体験利用
- ⑥ 一人暮らしに向けた体験宿泊

【各サービスの具体的な内容】

- ① 地域移行支援計画作成会議の開催・地域移行支援計画(以下、支援計画)の作成
 - ①-1 支援計画原案の作成 ※様式は各事業者で定めるもので可
 - ・利用者との面接し、アセスメントの上、下記の内容等を記載した、支援計画の原案を作成
 - ・利用者及びその家族の生活に対する意向
 - ・総合的な支援の方針
 - ・生活全般の質を向上させるための課題
 - ・地域移行支援の目標・達成時期
 - ・地域移行支援を提供する上での留意点
 - ①-2 支援計画作成会議の開催
 - ・障害者支援施設又は精神科病院の担当者等を招集して会議を開催し、支援計画の原案について意見を求める。

①-3 支援計画原案の説明・支援計画の交付

- ・支援計画原案の内容を、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。同意を得た上で、支援計画を利用者に交付する。

①-4 支援計画の見直し・変更

支援計画の作成後、適宜、計画内容の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

② 訪問相談

- ・利用者に面接し、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努める。
- ・住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談に応じ、必要な助言その他援助を行う。

③ 同行支援

- ・住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する施設又は精神科病院からの外出に際し、利用者に対して、同行による必要な支援を行う。
例) 区役所、不動産屋、転居の為の買い物・・・等

注) 下記のいずれかの基準を満たさない場合、地域移行支援サービス費の報酬算定はできない。

- ・地域移行支援計画の作成
- ・利用者への対面による支援を1月に2回以上行わない場合

④ 関係機関との連絡調整

⑤ 障害福祉サービスの体験利用

- ・利用者が障害福祉サービスを体験的に利用する支援をおこなう。

- ・実施方法 : 指定一般相談支援事業者から障害福祉サービス事業者等への委託
利用時には、原則、指定一般相談支援事業者が同行による支援を行う。
- ・対象サービス : 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
- ・体験利用日数 : 15日以内

※地域移行支援を更新した場合、更新後から再度15日以内利用可能

- ・体験利用に係る報酬は指定一般相談支援事業者に入るため、他の事業者に委託した場合、指定一般相談支援事業者から障害福祉サービス提供事業者に委託費として支払う。

⑥ 一人暮らしに向けた体験宿泊

- ・利用者が単身での生活に向けて体験的に宿泊する支援をおこなう。
 - ・実施方法 : 指定一般相談支援事業者自身が実施又は、障害福祉サービス事業所等への委託
 利用時には、原則、指定一般相談支援事業者が同行による支援を行う。
 ※他の事業者に委託する場合、緊急時に対応するため、委託事業者との常時の連絡体制を確保することが必要
 - ・体験利用日数：15 日以内
 ※地域移行支援を更新した場合、更新後から再度 15 日以内利用可能
- ・体験宿泊利用に係る報酬は指定一般相談支援事業者に入るため、他の事業者に委託した場合、指定一般相談支援事業者から障害福祉サービス提供事業者に委託費として支払う。

注) 体験宿泊をグループホームの空き室で行う場合の留意点

体験宿泊の目標・目的により、利用するサービスが異なるので注意する。

体験宿泊の目標・目的	利用するサービス
地域での 1 人暮らし	地域移行支援の体験宿泊
グループホームの入居	グループホームの体験利用

矯正施設を退所する障害者に対する支援のイメージは、以下のとおりである。

① 福祉サービス等のニーズ把握

・ 特別調整対象障害者について、保護観察所からの依頼に基づき、地域生活定着支援センターが中心となって、福祉サービス等のニーズ把握を行う。

② 関係機関の間で支援方法等を共有

・ 地域生活定着支援センターは本人との面接等により、助言その他の退所に向けた支援を行いながら、本人の犯罪歴・非行歴、心身の状況、過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、家族の状況等についてアセスメントを行う。当該アセスメントの結果、退所までの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など『矯正施設外で行う支援』の提供が可能であると見込まれるなど指定地域移行支援事業者による効果的な支援が期待されると地域生活定着支援センターが認めた障害者の支援に関して、指定特定相談支援事業者や指定地域移行支援事業者も含めた関係機関等からなる会議を開催することにより、支援方法等の共有を進める。

③ 地域移行支援の提供開始

・ 指定地域移行支援事業者は、支援方法等が共有され、また、当該障害者の地域移行支援の利用の意思が明確になった段階で、地域相談支援給付決定の申請手続の支援を行い、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成、市町村の給付決定を経て、地域移行支援のサービス提供を開始する。指定一般相談支援事業者は矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターなど関係機関の担当者等を招集して行う計画作成会議を開催し、地域移行支援の支援の方針や課題、目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画を作成する。

④ 入所中から退所後まで一貫性のある支援の提供

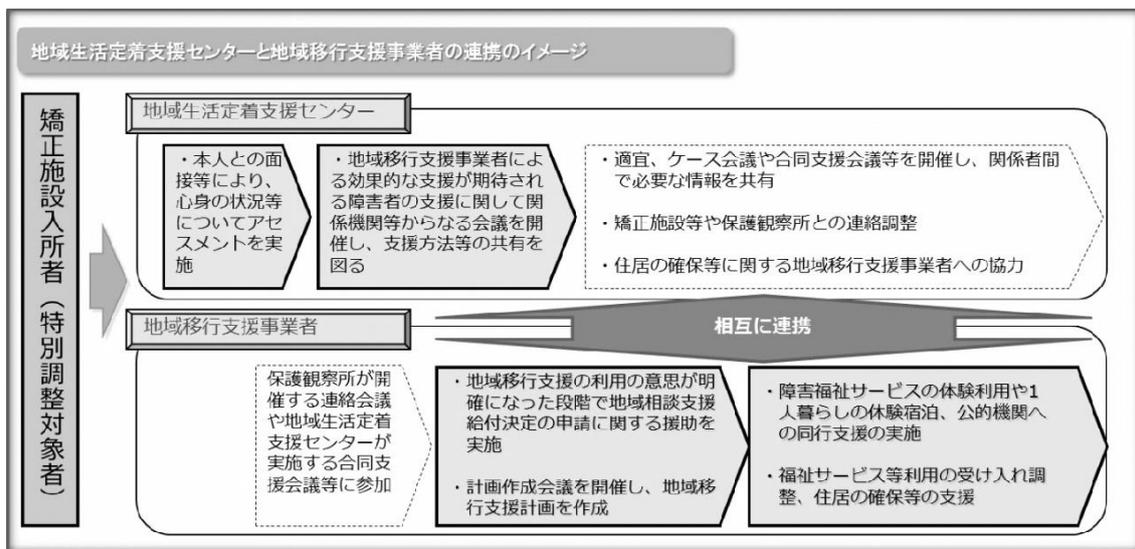
・ 指定地域移行支援事業者は、保護観察所が開催する連絡協議会や地域生活定着支援センターが実施するケース会議、合同支援会議等に参加するなど関係機関と連携しながら、それぞれの役割分担を明確にしつつ、関係者間で必要な情報を共有し、矯正施設入所中から退所後まで③の地域移行支援計画に沿った一貫性のある支援を行う。

（更生保護施設に入所した障害者等に対する支援）

矯正施設を退所後に更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに入所等した障害者（特別調整対象障害者に限らない。）についても、平成 26 年 4 月以降、地域移行支援の給付対象として

いるところである。これらの施設に入所等した障害者に対して地域移行支援を行う場合は、上記の関係機関に加えて、当該更生保護施設等とも連携するものとする。

(参考) 地域生活定着支援センターと地域移行支援事業者の連携のイメージ



(5) 標準支給量

支給期間に含まれる日数

(6) 支給期間

原則 6ヶ月まで

- この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。
- 更なる更新（1年以上の更新）については、別途一般相談支援事業者等からの提出書類に基づき、個別に審査をおこなう。

(7) 利用者負担

- ・ サービスにかかる利用者負担はなし
- ・ 外出時の交通費、食事代等は自己負担

- ・ 各指定一般相談支援事業者は、サービス提供地域を定めている。
利用者がそのサービス提供地域を越えて支援を受ける場合、それに要した交通費の支払いを求められる場合がある。

イ. 地域定着支援

(1) 対象者

以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者

- ① 居宅において単身で生活する障害者
- ② 居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
- ③ 家族との同居から1人暮らしに移行した障害者
- ④ 認定調査項目「2-10 日常の意思決定」の「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」、又は「3-3 コミュニケーション」の「特定の者であればコミュニケーションできる」「会話以外の方法でコミュニケーションできる」「独自の方法でコミュニケーションできる」「コミュニケーションできない」に該当（※）し、地域生活が不安定な障害者

(※) 障害程度区分の認定調査項目

認定調査項目「5-6 日常の意思決定」の「2.特別な場合を除いてできる」「3.日常的に困難」「4.できない」、又は「6-3-ア 意思伝達」の「2.ときどきできる」「3.ほとんどできない」「4.できない」に該当

注) 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者は、通常、当該事業所の世話人等の対応となるため、対象外。

(2) 援護の実施者（サービス申請先）

- ① 入所施設からの退所者、精神科病院からの退院者
→退所、退院後に居住する市町村（区）
- ② 現に地域で生活しているもの
→居住地の市町村（区）

注) 入所・入院中から退所・退院後に利用する地域定着支援や障害福祉サービス等の相談、調査、調整等を行う必要があり、かつ入所・入院中の援護の実施

者である市町村（区）と退所・退院後の市町村（区）が異なる場合の対応

→原則、実際に退所・退院するまでは、入所・入院中の援護の実施者が担当となる。

（３）サービス提供者

指定一般相談支援事業者のうち、地域定着支援をおこなう事業者

注）指定一般相談支援事業者の中には、地域定着支援の指定をとっていない事業者もある。

（４）サービス内容

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。

- ① 地域定着支援台帳の作成
- ② 常時の連絡体制の確保
- ③ 緊急時の支援

【各サービスの具体的な内容】

- ① **地域定着支援台帳（以下、支援台帳）の作成**※様式は各事業者で定めるもので可
 - ・利用者との面接し、アセスメントの上で、下記の内容を記載した支援台帳を作成する。
 - ・利用者の心身の状況、置かれている環境
 - ・緊急時において必要となる家族
 - ・利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者、医療機関等関係機関の連絡先
 - ・その他の利用者に関する情報
 - ・支援台帳の作成後、適宜、支援台帳の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

② 常時の連絡体制の確保

- ・夜間等の職員配置、携帯電話等の方法により、直接利用者又はその家族との連絡体制を確保する。
- ・居宅訪問等の見守りによる支援により、利用者の状況把握、及び緊急時の適切な対応方法の把握を行う。

注) 単に、「連絡体制の確保」だけでは、体制確保費の報酬算定はできない。

報酬算定にあたっては、下記のいずれかの支援が必要となる。

- ・支援台帳の作成に係るアセスメントに当たって利用者との面接等
- ・適宜の利用者宅への訪問等による状況把握

③ 緊急時の支援

- ・障害の特性に起因して緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、速やかに利用者の居宅訪問や電話等による状況把握を行う。
- ・状況把握を行った上で、利用者の状況に応じて、利用者の家族、関係機関等との連絡調整、一時的な滞在による支援等、必要な支援を行う。

- ・一時的な滞在支援は、指定一般相談支援事業者自身が実施、又は障害福祉サービス事業所等へ委託する場合がある。

(5) 標準支給量

支給期間に含まれる日数

(6) 支給期間

原則 1年間まで

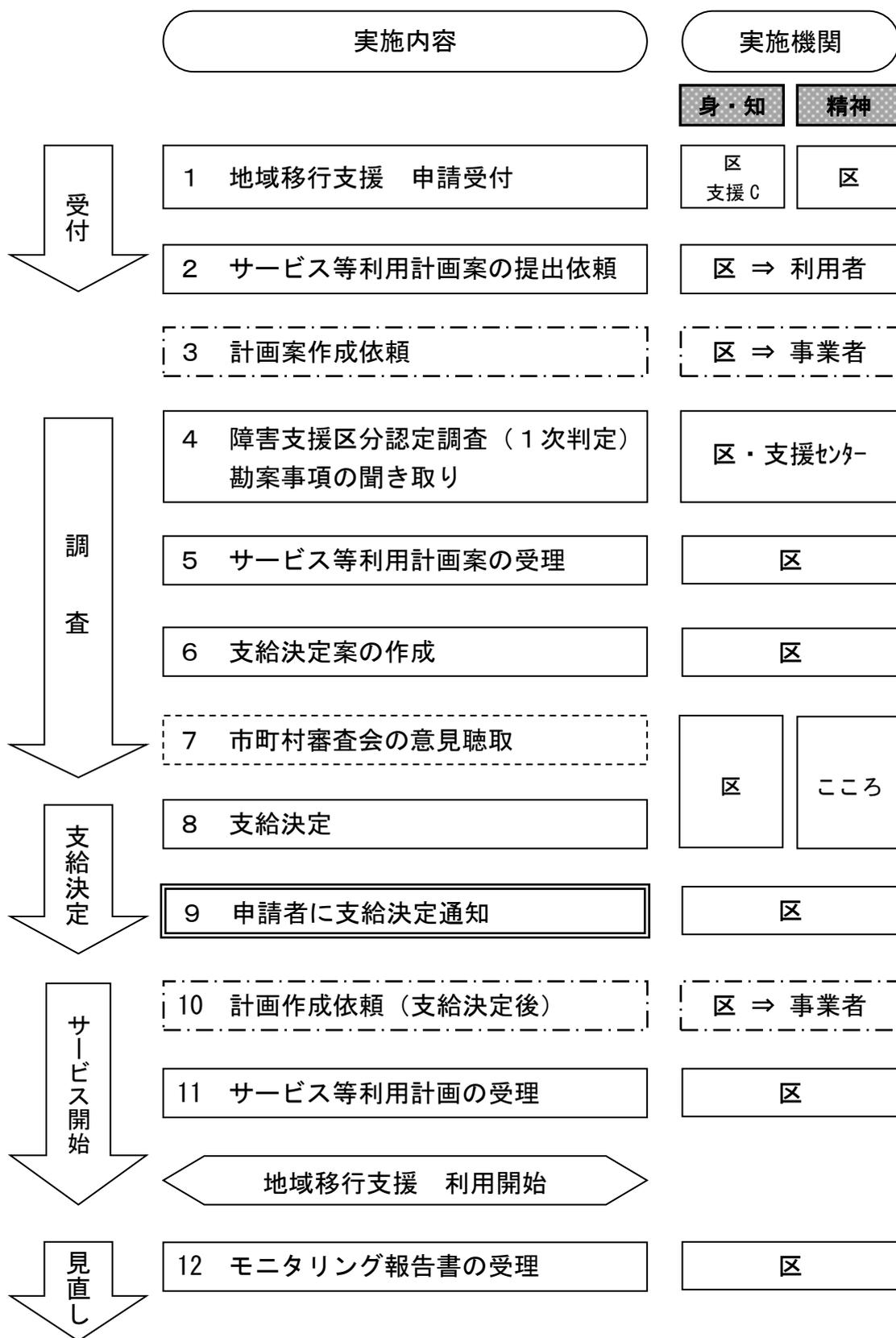
- ・対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。

- ・更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可。

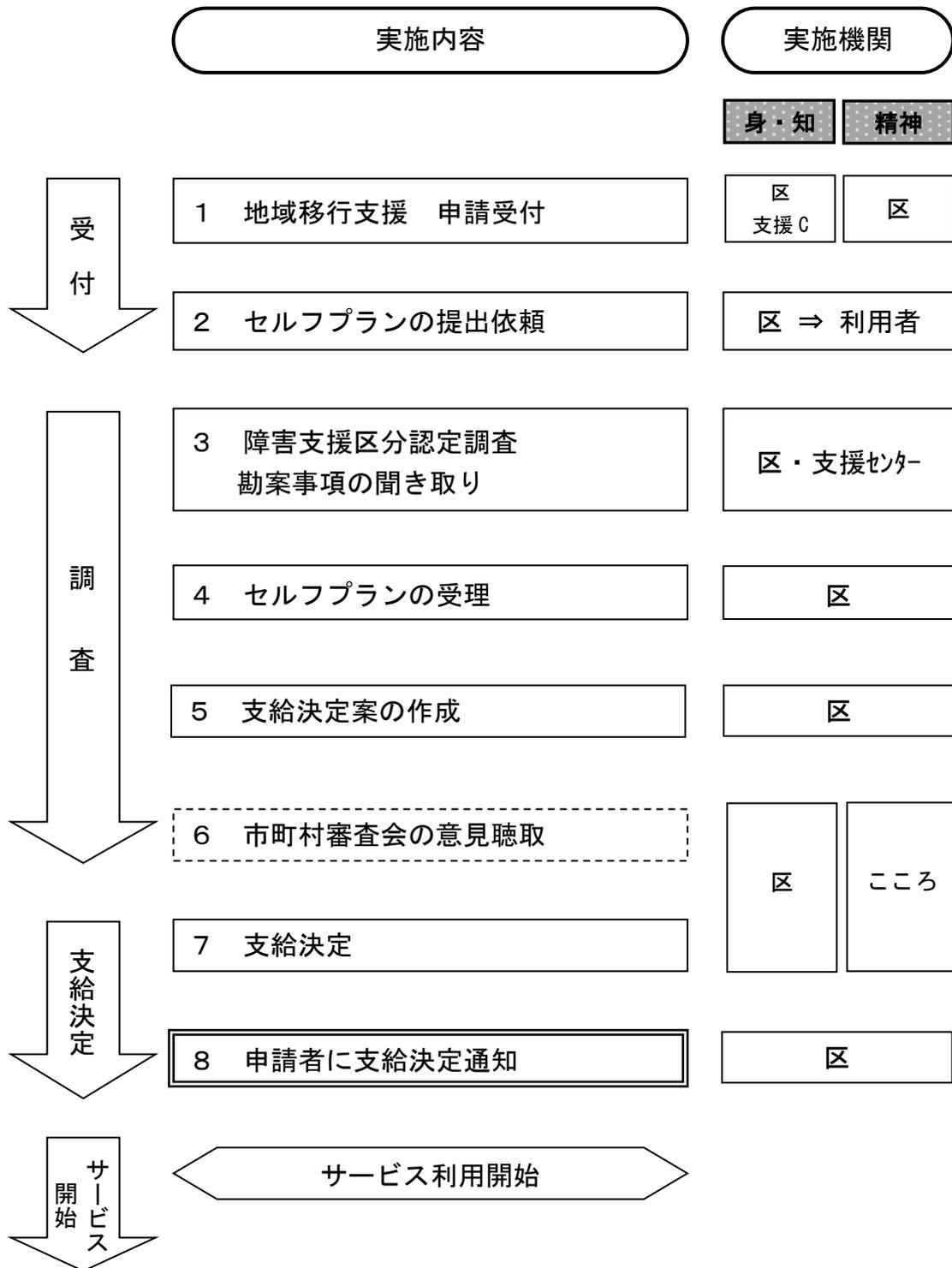
(7) 利用者負担

- ・ サービスにかかる利用者負担はなし
- ・ 利用者が指定一般相談支援事業者のサービス提供地域を越えて支援を受ける場合、それに要した交通費の支払いを求められる場合がある

2. 基本的な流れ図（地域移行支援）



【セルフプランの場合】



3. 具体的な事務の流れ

- ・ 計画相談支援の支給が必須となる。
- ・ 各段階で、「主として特定相談支援事業者が関わる部分」「主として一般相談支援事業者が関わる部分」がある。

支給決定に関わる部分、全体の統括・調整

→ 特定相談支援事業者が主となり、実施する。

支給決定後の地域移行に向けた具体的な支援

→ 一般相談支援事業者が主となり、実施する。

太枠部分 主として一般相談支援事業者が実施する部分

アー１ 地域移行支援 新規申請

(1) 区から、サービス等利用計画案（以下、利用計画案）提出依頼 利用希望者と計画相談支援利用契約

【参考：申請段階の利用者の動き】

地域移行支援・計画相談支援申請・利用計画案提出依頼受

- ・地域移行支援の利用希望者は、原則、施設職員又は病院職員とともに、担当する区役所に行き、申請をおこなう。（来所による申請受付）
- ・申請時に、区職員による調査（区分認定調査１次判定・勘案事項の聞き取り）をうける。
- ・地域移行支援の支給決定にあたり、利用計画案の提出を求められる。

【参考：申請段階の区の動き】

地域移行支援・計画相談支援申請受付・利用計画案提出依頼

- ・利用者又は病院・施設職員から地域移行支援の利用希望があった場合、区役所での来所による申請を依頼する。市外等遠方で来所が困難な場合、郵送にて受付をおこなう。
- ・来所申請時に、調査（区分認定調査１次判定・勘案事項の聞き取り）をおこなう。
- ・利用者に、地域移行の支給決定あたっては、利用計画案の提出が必要となることを説明し、希望する特定相談支援事業者を確認する。
- ・利用希望の特定相談支援事業者あてに、申請者の利用意向を文書で通知する。

① 区から、利用計画案の提出依頼

- ・区から、申請者が特定事業者と計画相談支援の利用契約を結びたい意向を示していることと、契約締結後は提出期限までに必要書類を提出して欲しい旨を記載した下記の文書が届く。
- ・文書に記載されている申請者あてに事業者から連絡をする。

【17-3】 サービス等利用計画案提出のご依頼（事業者あて）

注）文書に記載されている申請者あてに、必ず事業者から連絡すること。

② 利用希望者と計画相談支援の利用契約

- ・利用希望者と利用契約を結ぶ。
- ・サービス提供地域外等の理由から利用契約を締結しない場合、他の特定相談支援事業者の紹介をおこなう。また、特定相談支援事業者が変更となる旨を区の担当者に連絡する。

注）利用契約を締結しない場合、必ずその旨を区の担当者に連絡すること。

(2) 入所先・入院先を訪問・面接・アセスメント
利用計画案の作成・区へ提出

- ・入所先・入院先を訪問し、利用者及びその家族、担当職員等と面接をおこなう。
十分なアセスメントを行った上で、下記の利用計画案一式の作成をおこなう。
- ・利用計画案の内容について、必ず利用者及びその家族に説明し、交付した上で、区に提出する。

【計1-1】 サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

【計1-2～4】 アセスメント票・サービス利用量案・週間計画表

※申請時に【17】 特定相談支援事業者・障害児相談支援依頼（変更）届出書・セルフプラン届出書を利用者が区に提出していない場合、この時点で一緒に提出する。

（3）事業者との連絡調整・サービス担当者会議開催

サービス等利用計画（以下、利用計画）の作成・区へ提出

【参考：区の動き】

支給決定・受給者証の交付

- ・提出された利用計画案と、区が行った調査の内容等をもとに、支給決定し、申請者に受給者証を交付する。

① 事業者との連絡調整・サービス担当者会議の開催

- ・利用者に、希望する一般相談支援事業者を確認する。
- ・利用計画を作成する特定相談支援事業者と、利用者が希望する一般相談支援事業者が異なる場合、事業者の調整をおこない、その場合には、サービス担当者会議を開催する。

② 利用計画の作成・区へ提出

- ・サービス担当者会議の内容等をもとに、下記の利用計画を作成する。
- ・利用計画の内容について、必ず利用者及びその家族に説明し、利用者及び担当者に交付した上で、区に提出する。

【計2】 サービス等利用計画・障害児支援利用計画

【計1-4】 週間計画表（利用計画案の段階から変更となる場合）

(4) 利用希望者と地域移行支援利用契約

- ・一般相談支援事業者は、利用希望者と地域移行支援にかかる利用契約を結ぶ。

(5) 一般相談支援事業者による、地域移行支援サービスの開始

- ・一般相談支援事業者は、地域移行支援計画をもとに、利用者の状況に合わせたサービスを提供する。
- ・特定相談支援事業者と一般相談支援事業者が異なる場合、一般相談支援事業者は、支援の状況について、随時特定相談支援事業者に報告をおこなう。

特に、地域移行の目処がでてきた場合、病状悪化等により支援の中断が必要となった場合等は、特定相談支援事業者へ、モニタリング（サービス担当者会議の開催等）を依頼する。

(6) モニタリング

モニタリング報告書兼モニタリング期間変更届の作成・区へ提出

① モニタリング

- ・特定相談支援事業者は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごと又は、利用者の状況に変化があり一般相談支援事業者から依頼があった場合は、入所・入院先を訪問し、利用者及びその家族等と面接をおこない、必要に応じてサービス担当者会議を開催する。

② モニタリング報告書の作成・区へ提出

- ・モニタリングの内容をもとに、下記のモニタリング報告書を作成する。
- ・モニタリング報告書の内容について、必ず利用者及びその家族に説明し、利用者及び担当者に交付した上で、区に提出する。

【計3】モニタリング報告書兼モニタリング期間変更届

モニタリングの結果に基づき、下記の手続き・支援を引き続きおこなう

- ・支給期間6ヶ月以内に地域移行する場合 → 20 ページ
- ・支給期間6ヵ月以内の地域移行不可、更新を希望する場合 → 22 ページ
- ・支給期間6ヵ月中に地域移行支援の利用をやめる場合 → 25 ページ

アー2 支給期間6ヶ月以内に地域移行する場合

(1) 区担当者へ連絡

今後の手続きについて確認

- ・特定相談支援事業者は、地域移行の目処がたった時点で、地域移行支援の支給決定をしている市町村に連絡する。
- ・地域移行後に利用予定のサービス等（例：居宅介護、地域定着等）について、今後必要となる手続きを確認する。（変更申請の時期、申請先、必要書類等）

注1) 入所・入院中の援護の実施者と退所・退院後の援護の実施者（移行先の市町村）が異なる場合の注意点

- ・実際に退所・退院するまでの担当は、「入所・入院中の援護の実施者」となる。そのため、入所・入院中に退所・退院後に利用する地域定着支援や障害福祉サービス等の相談をする場合は、まず「入所・入院中の援護の実施者」へおこなう。
- ・どの時点で、退所・退院後の援護の実施者（移行先の市町村）に変わるかを確認の上、退所、退院後の援護の実施者とも連携をとっていくこと。

注2) 地域移行先が遠方等の理由により、地域移行後も引き続き継続して特定相談支援事業者、一般相談支援事業者がサービスを提供することが困難な場合、転居後に利用する事業者の調整をおこない、スムーズにサービス利用できるようにすること。

(2) 移行にともなう手続き支援等

- ・一般相談支援事業者は、区役所や不動産屋への同行等、移行にともなう必要な支援をおこなう。

(3) 移行先の市町村での福祉サービスの申請

- ・その他障害福祉サービスと同様の流れとなるため、移行先の市町村に、利用申請、利用計画案の提出をおこなう。

アー3 支給期間6ヵ月以内の地域移行不可・更新を希望する場合 → 更新申請

1. 初回の更新について

支援の結果、支給期間6ヶ月以内に地域生活への移行が出来なかった場合、引き続き地域移行支援を提供することにより地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。

2. 初回の更新 具体的な手続き

【参考：区の動き】

原則、支給期間6ヶ月以内で地域移行を目指すものであり、サービスの更新を前提としないことから、区による更新申請勧奨はおこなわない。

(1) 地域相談支援の更新申請の意向を連絡

- ・原則、区による更新申請勧奨はないため、更新を希望する場合は、その意向を区担当者に連絡する。

(2) 更新申請

利用計画案の作成・区へ提出

① 更新申請

- ・原則、利用者と一般相談支援事業者等が来所申請をおこない、利用者は、申請時に、区職員より、更新にかかる調査をうける。

② 利用計画案の作成・区へ提出

- ・特定相談支援事業者は、更新内容を反映した利用計画案一式を作成し、区へ提出する。

【計 1-1】 サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

【計 1-2～4】 アセスメント票・サービス利用量案・週間計画表

(3) 利用計画の作成・区へ提出

【参考：区の動き】

更新決定・受給者証の交付

- ・提出された利用計画案と、区が行った調査の内容等をもとに、支給決定し、申請者に受給者証を交付する。

- ・利用計画を作成し、利用計画の内容について、必ず利用者及びその家族に説明し、利用者及び担当者に交付した上で、区に提出する。

【計 2】 サービス等利用計画・障害児支援利用計画

【計 1-4】 週間計画表（利用計画案の段階から変更となる場合）

(4) 一般相談支援事業者による、地域移行支援サービスの継続

- ・一般相談支援事業者は、新たに作成した地域移行支援計画をもとに、利用者の状況に合わせたサービスを提供する。

(5) モニタリング

モニタリング報告書兼モニタリング期間変更届の作成・区へ提出

- ・特定相談支援事業者は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごと又は、利用者の状況に変化があり一般相談支援事業者から依頼があった場合は、入所・入院先を訪問し、利用者及びその家族等と面接をおこない、必要に応じてサービス担当者会議を開催する。

【計 3】 モニタリング報告書兼モニタリング期間変更届

ア－４ 支給期間 計１年間以内の地域移行不可・更新を希望する場合 → 更新申請

１. 更なる更新について

国の方針では、「地域移行支援を１年間の利用後に更なる更新をおこなう場合は、必要に応じて市町村審査会の個別審査による判断が必要。」としている。

神戸市においては、特定相談支援事業者が提出する【計３】モニタリング報告書、【計１】利用計画案一式の他に、一般相談支援事業者に「サービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書」の提出を求め、その上で、区において更新決定の可否を判断する。

２. 更なる更新 具体的な手続き

【参考：区の動き】

原則、支給期間６ヶ月以内で地域移行を目指すものであり、サービスの更新を前提としないことから、区による更新申請勧奨はおこなわない。

（１）地域相談支援の更なる更新申請の意向を連絡

- ・原則、区による更新申請勧奨はないため、更なる更新を希望する場合は、その意向を区担当者に連絡する。

（２）更新申請

利用計画案の作成・区へ提出

サービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書の作成・区へ提出

① 更新申請

- ・原則、利用者と一般相談支援事業者等が来所申請をおこない、利用者は、申請時に、区職員より、更新にかかる調査をうける。

② 利用計画案の作成・区へ提出

- ・特定相談支援事業者は、更新内容を反映した利用計画案一式を作成し、区へ提出する。

【計 1-1】 サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

【計 1-2～4】 アセスメント票・サービス利用量案・週間計画表

③ サービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書の作成・区へ提出

- ・一般相談支援事業者は、利用者・家族等と面接し、主治医の意見を求め、サービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書を作成し、提出する。

サービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書

→27 ページ

→上記、②③の書類に基づき、援護の実施者が更なる更新の可否について決定を行う。

アー5. 支給期間6ヶ月中に地域移行支援の利用をやめる場合

区担当者への連絡

- ・支給期間中に、地域移行支援の利用をやめる場合、特定相談支援事業者が区担当者へ連絡し、その旨を伝え、提出必要書類等の確認をおこなう。

イ. 地域定着支援

1. 申請のパターン

地域定着支援の申請は、下記のパターンが考えられる。

(1) 新規申請

- ・退所・退院後に、地域での生活を始めるにあたり、地域定着支援、その他障害福祉サービスを利用する。
- ・今まで障害福祉サービスを利用せず地域で生活してきたが、本人の状況、家族の状況の変化等により、初めて地域移行支援、その他障害福祉サービスを利用する。

(2) 変更申請

- ・入所・入院中に地域移行支援を利用し、退所・退院後に、地域定着支援、その他障害福祉サービスを利用する。
- ・今まで障害福祉サービスを利用して、地域で生活してきたが、本人の状況、家族の状況の変化等により、地域定着支援も利用する。

(3) 更新申請

- ・地域定着支援利用者が、1年間の支給期間終了後も引き続き利用を希望する。

2. 具体的な手続き

- ・申請にあたり、計画相談支援の支給が必要となる。
- ・地域定着支援の利用者は、他の障害福祉サービスを利用していることが想定され、具体的な手続き（申請受付・調査・支給決定）は、他の障害福祉サービスと計画相談支援を申請する場合と同様となる。

平成 年 月 日

神戸市 福祉事務所長 あて

住所(所在地)

事業者名

地域相談支援の支給決定更新にかかる評価結果報告書

地域相談支援の支給決定更新にかかる評価結果を下記のとおり関係書類を添えて報告します。

受給者番号	
支給決定障害者名	
サービスの種類	地域相談支援（地域移行支援）
支給決定期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
評価結果	<input type="checkbox"/> 1 現時点では地域生活への移行ができていないが、支援の効果があり、6ヶ月の間に移行できる見込みがあるため、サービスの利用継続が適当
	<input type="checkbox"/> 2 現時点では地域生活への移行ができておらず、また6ヶ月の間に移行できる見込みはないが、支援の効果があり、今後の移行につながると思われるため、サービスの利用継続が適当
	<input type="checkbox"/> 3 今後も支援の効果がなく、地域生活への移行が見込まれないため、サービスの利用継続は不適当
	<input type="checkbox"/> 4 その他（ ）
評価年月日	平成 年 月 日
評価担当者 (職・氏名・連絡先)	(TEL)
施設・病院担当者 (職・氏名・連絡先)	(TEL)
備考（特記事項等）	

※詳細は裏面に記載

※添付書類 1.地域移行計画 2.地域移行計画に基づく支援実績のわかる資料（様式は任意）

(1) 現状

(2) 地域移行計画に対する具体的な評価及びサービス更新することが必要な理由

(3) 利用期間を更新した場合に提供するサービス内容

(4) 今後の具体的な見込み

(5) 主治医の意見

医師の氏名

⑩

※行が足りない場合は適宜広げてください

5. 報酬

ア. 地域移行支援

1. 基本的な考え方

地域移行支援は訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであるため、報酬は包括的にサービスを評価する体系とし、計画相談支援等と同様に、毎月定額の報酬を算定する仕組みとなる。

その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績に応じて報酬を算定。

2. 報酬体系

- ① 地域移行支援サービス費 2,323単位/月
利用者への訪問による支援を少なくとも月2回以上行う
- ② 退院・退所月加算 2,700単位/月
退院又は退所日が属する月に算定
- ③ 集中支援加算 500単位/月
退院・退所月以外に月6日以上支援を行った場合に算定
- ④ 障害福祉サービスの体験利用加算 300単位/日
障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定
- ⑤ 体験宿泊加算（Ⅰ） 300単位/日
一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に、同加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併せて15日以内に限り算定
- ⑥ 体験宿泊加算（Ⅱ） 700単位/日
夜間支援を行う者を配置等して一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に、同加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併せて15日以内に限り算定。
- ⑦ 特別地域加算 +15/100
中山間地域等に居住している者に対してサービスを提供した場合

⑧初回加算（H27新設） 500単位／月

地域移行支援の利用開始月において算定（※）

※下記の①又は②に該当する場合は、算定不可

- ① 初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合
- ② 初回加算を算定した後、他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合

注）初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。

イ. 地域定着支援

1. 基本的な考え方

常時の連絡体制を確保するための報酬を毎月定額で算定するとともに、緊急時の支援を行った場合に支援日数に応じて実績払いにより評価する仕組みとする。

2. 報酬体系

① 地域定着支援サービス費

体制確保費 302 単位／月

緊急時支援費 705 単位／日

② 特別地域加算 +15／100

中山間地域等に居住している者に対してサービスを提供した場合